

公立大学法人宮崎県立看護大学看護研究・研修センター規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、地域との連携事業や研究活動、看護職や県民の生涯学習支援等の地域貢献活動を通して、県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域連携に関すること。
- (2) 看護職等生涯学習に関すること。
- (3) 資格認定看護教育に関すること。
- (4) その他センターに関すること。

(センター長及び副センター長)

第 4 条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センター長の選考及び任期については、別に定める。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、職員の中から学長が指名する。
- 5 副センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 6 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門の設置)

第 5 条 第 3 条の事務を実施するため、センターに地域連携部門、看護職等生涯学習部門及び資格認定看護教育部門を置く。

(部門長及び副部門長)

第 6 条 各部門に部門長及び副部門長を置く。

- 2 部門長は部門を統括し、副部門長は部門長を補佐する。
- 3 部門長及び副部門長は学長が指名し、任期は 2 年とする。
- 4 部門長及び副部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 7 条 センターにセンター事務局を置き、職員を置く。

(職員)

第 8 条 センターに、第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条に定める職員のほか、学長が必要と認める職員を置くことができる。

(センター運営委員会)

第 9 条 センターに、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター運営協議会)

第10条 センターの運営にあたっては、センター運営協議会（以下「協議会」という。）に意見を求めるものとする。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

看護研究・研修センター組織図

